

諮問（情）第53号

## 答 申

**第1 審査会の結論**

平成27年第9回札幌市教育委員会会議録の非公開部分及び平成27年第10回札幌市教育委員会会議録の非公開部分に係る公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対して、札幌市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が行った一部公開決定（以下「原決定」という。）により非公開とした部分のうち、別表の公開すべき部分欄に掲げる部分については公開すべきであるが、残りの部分については非公開が妥当である。

**第2 審査請求に至る経緯****1 公文書の公開請求**

審査請求人は、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成27年9月11日付けで、札幌市教育委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、本件請求を行った。

**2 原決定及び非公開部分**

処分庁は、本件請求に係る対象公文書として、平成27年第9回札幌市教育委員会会議録の非公開部分（以下「文書1」という。）及び平成27年第10回札幌市教育委員会会議録の非公開部分（以下「文書2」という。）を特定し、平成27年9月25日付けで原決定を行った。

原決定において非公開とした部分は、指定変更に係る学校名、理由、人数及びそれらが分かる部分である。

**3 審査請求**

審査請求人は、原決定を不服として、平成27年11月24日に、諮問庁に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、審査請求を行った。

**第3 審査請求人の主張要旨****1 審査請求の趣旨**

原決定を取り消し、対象公文書の全部を公開するよう求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであり、原決定は違法不当であるというものである。

- (1) 札幌市個人情報保護条例では、個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいうとしている。したがって、本件の非公開部分である「指定変更に係る学校名、理由、人数及びそれらが分かる部分」は保護されるべき個人情報には当たらない。
- (2) 非公開の理由として、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる」としているが、他の情報とはいかなる情報が存在するのか。本件の非公開部分である「学校名、理由、人数」と照合して、個人が特定される情報は事実上存在しない。
- (3) 条例第8条第1項では、「実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならない。ただし、当該非公開情報に係る部分を区分して除くことにより公開請求の趣旨が損なわれることが明らかであるときは、この限りではない」としており、本件の公開請求は、まさにこれに該当するものとして全部公開されるべきである。
- (4) 原決定は、条例第1条（目的）及び条例第3条（実施機関の責務）に違反しており、全部公開することを求める。
- (5) 本件非公開部分である「指定変更に係る学校名、理由、人数及びそれらが分かる部分」が個人情報であったとしても、直ちに非公開とされるべきものではなく、「公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの」でなければならない。
- (6) 文書1の7ページの2行にわたる非公開部分は、指定変更先の学校名が分かる部分に当たるという理由で非公開とされているが、学校名が分かる部分として黒塗りになったとは思えない。
- (7) 文書2の4ページの2行にわたる非公開部分は、指定変更先の学校名が分かる部分という理由で非公開とされているが、学校名が分かる部分という以外にもっとたくさんいろんなことが書いてあるだろうと思う。学校名が分かる部分として黒塗りにするのは適切ではない。

- (8) 豊滝地域では、どこのお子さんがどこに行っているかというのは公知のことである。そういう状況の中で学校名と人数を個人情報として非公開にする利益はない。

#### 第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の説明は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成27年度において、豊滝小学校の校区に居住する児童が17名であることは、実施機関に照会があれば回答することとしている。また、豊滝小学校に在籍する児童が7名であることは、諮問庁のホームページに掲載している。これにより、豊滝小学校から指定変更をした児童が10名であることは、一般の方が通常入手しうる情報である。
- (2) また、豊滝小学校から他の小学校に指定変更して通学する場合は、バスにより通学することになるため、地域住民が日々の児童の登下校の様子を見ていれば、指定変更を行った児童が誰であるか、通学の際に乗るバスの方向、バスに乗る時間帯の情報は、保有している又は入手可能であると考えられる。
- (3) 一方で、本件非公開情報である指定変更に係る学校名、理由、人数及びそれらが分かる部分については、登下校の様子を見ているだけでは分からないことから、地域住民にも公知の情報であるとはいえず、保護すべき個人情報であると考えられる。
- (4) 本件非公開情報である指定変更に係る学校名、理由、人数及びそれらが分かる部分を公にした場合には、これらの情報と上記(1)及び(2)の情報とを照合することにより、特定の個人の指定変更先の学校名及び指定変更の理由が分かることから、本件非公開情報は、条例第7条第1号本文に該当する。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 非公開情報該当性について

本件非公開部分について、審査請求人は条例第7条第1号本文の非公開理由に該当しないと主張し本件非公開部分の公開を求めているのに対し、諮問庁は条例第7条第1号本文に該当すると主張していることから、その該当性の当否について検討する。

##### (1) 基本的な考え方

指定変更が児童の個人的な事情によって行われるものである以上、指定変更先の学校名及び指定変更の理由に係る情報は、条例第7条第1号本文の個人に関する情報に当たり、当該情報が特定の個人を識別できるものであるときは、条例第7条第1号本文に該当する。

##### (2) 公知の情報

豊滝小学校から指定変更した児童が10名であることは、一般の方が通常入手しうる情報であると認められる。

また、豊滝地区においては、豊滝小学校から指定変更した場合には、指定変更先の学校にバス通学することとなるため、指定変更した児童が誰であるか、通学のバスに乗る時間帯、通学のバスの方向等の情報は、豊滝地区の地域住民が、普段の生活の中で、児童の登下校の様子や、指定変更した児童が通学する際のバスの乗り降りの状況を見ていれば、容易に分かる公知の情報と考えられる。

一方、指定変更先の学校名及び指定変更の理由については、豊滝地区の地域住民が、豊滝地区における普段の生活の中で、指定変更をした児童が通学する際のバスの乗り降りの状況を見ているだけでは分からないため、地域住民にとっても非公知の情報であると認められる。

### (3) 指定変更先の学校名

当審査会が本件対象公文書を検分したところ、本件非公開情報である指定変更先の学校名は、これを公開すると、この情報と上記(2)の公知の情報を照合することにより、指定変更をした各児童の指定変更先の学校名が公になると認められるため、条例第7条第1号本文に該当する。

ただし、指定変更先の学校名のうち定山溪小学校については、豊滝地区から定山溪方面には、小学校は定山溪小学校しかないことから、地域住民には、本件非公開部分の公開・非公開にかかわらず、どの児童が定山溪小学校に指定変更したのか容易に分かるため、公開すべきである。

### (4) 指定変更の理由

当審査会が本件対象公文書を検分したところ、指定変更の理由は、これを公開すると、指定変更をした各児童の指定変更理由が公になるため、条例第7条第1号本文に該当する。

ただし、指定変更理由のうち、放課後児童クラブ入会については、この部分を公開してもどの児童に該当するのかが特定できるとはいえないため、公開すべきである。

### (5) 指定変更をした児童の人数

当審査会が本件対象公文書を検分したところ、指定変更した児童の人数及びそれが分かる部分は、当該情報のみでは条例第7条第1号本文には該当せず、また、当該情報の公開・非公開は、指定変更をした各児童の指定変更先の学校名及び指定変更の理由の特定につながらないと認められることから、公開すべきである。

### (6) 条例第7条第1号本文の解釈

審査請求人は、条例第7条第1号本文の解釈について、「本件非公開部分である『指定変更に係る学校名、理由、人数及びそれらが分かる部分』が個人情報であったとしても、直ちに非公開とされるべきものではなく、『公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの』でなければならない」と主張している。

しかし、同号本文の文理に照らして考えると、同号本文前段の「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当し、かつ、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない場合には、当該情報が非公開情報に該当することは明らかである。

## 2 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審議経過

審議経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年 2月17日	諮問書及び諮問庁の一部公開決定理由説明書を受理
平成28年 2月22日	審査請求人に諮問庁の一部公開決定理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成28年 3月10日	審査請求人の意見書を受理
平成28年 3月16日	諮問庁に意見書を送付
平成28年 5月12日 (第149回審査会)	審議（事案の経過・概要等）
平成28年 6月 2日 (第150回審査会)	審査請求人からの意見聴取、諮問庁からの事情聴取及び審議
平成28年 7月 7日 (第151回審査会)	審議

平成28年10月 4日 (第152回審査会)	審議
平成28年11月 8日 (第153回審査会)	審議
平成28年11月10日	答申

## 別表

## 文書1

項番	枚目	公開すべき部分
1	7	19行目5文字目から20行目7文字目まで及び20行目12文字目から28文字目まで

## 文書2

項番	枚目	公開すべき部分
2	4	17行目4文字目から10文字目まで、17行目13文字目から18行目3文字目まで及び18行目6文字目から33文字目まで
3	9	12行目28文字目から29文字目まで
4	9	16行目19文字目から20文字目まで
5	9	25行目29文字目から34文字目まで
	10	1行目1文字目から2行目3文字目まで及び2行目6文字目
6	10	①6行目31文字目から33文字目まで
		②7行目4文字目から5文字目まで
		③7行目13文字目から14文字目まで
7	10	14行目10文字目から15行目3文字目まで及び15行目6文字目から8文字目まで
8	11	10行目14文字目から15文字目まで
9	12	①5行目29文字目から30文字目まで
		②6行目28文字目から29文字目まで
		③6行目34文字目から35文字目まで
10	14	9行目24文字目から25文字目まで